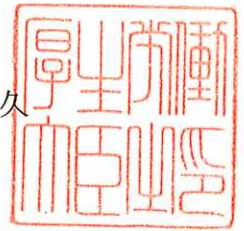


厚生労働省発生食 0321 第 27 号
平成 29 年 3 月 21 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の過酢酸及び過酢酸製剤に係る製造基準並びに過酢酸製剤に係る成分規格について、別紙を踏まえて改正すること。



過酢酸及び過酢酸製剤の規格基準の一部改正について

1. 経緯

- 過酢酸並びに過酢酸、酢酸、過酸化水素及び1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸又はこれにオクタン酸を含む水溶液（以下「過酢酸製剤」という。）の食品添加物としての指定等については、事業者等からの要請を受けて、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、食品安全委員会から食品健康影響評価の結果が通知され、平成28年10月6日付けで指定又は規格基準の設定を行った。
- 今般、過酢酸及び過酢酸製剤の原料が、製造基準に定める「成分規格に適合する酢酸」（注：酢酸濃度29.0～31.0%）ではなく、濃度が高い「氷酢酸」（注：酢酸濃度99.0%以上）又はそれを水で薄めたものを用いていることが明らかとなった。
- これを踏まえ、過酢酸及び過酢酸製剤の製造基準を改正するとともに、これに伴い、過酢酸製剤の成分規格を改正するため、食品健康影響評価を依頼するものである。
- なお、本改正案は、過酢酸製剤の成分規格の含量、性状、定量法の変更を伴わず、かつ使用基準の変更を伴わない規格基準の改正である。また、食品安全委員会に、過酢酸製剤の食品健康影響評価を依頼した際に提出した安全性に関する資料等については、氷酢酸又はそれを水で薄めたものから製造した過酢酸製剤を用いた試験成績である。

2. 改正案

	改正案	現行
製造基準	<p>過酢酸</p> <p>過酢酸を製造する場合は、それぞれの成分規格に適合する<u>氷酢酸又はそれを水で薄めたもの</u>及び過酸化水素を原料としたものでなければならない。</p> <p>過酢酸製剤</p> <p>過酢酸製剤を製造する場合は、過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する<u>氷酢酸若しくはそれを水で薄めたもの</u>、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸又はオクタン酸を原料とし、<u>過酢酸又は氷酢酸若しくはそれを水で薄めたもの</u>及び過酸化水素に1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸を混合したもの又はこれにオクタン酸を混合したものでなければならない。</p>	<p>過酢酸</p> <p>過酢酸を製造する場合は、それぞれの成分規格に適合する<u>酢酸及び過酸化水素</u>を原料としたものでなければならない。</p> <p>過酢酸製剤</p> <p>過酢酸製剤を製造する場合は、過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する<u>酢酸、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸若しくはオクタン酸</u>を原料とし、<u>過酢酸若しくは酢酸及び過酸化水素</u>に1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸を混合したもの又はこれにオクタン酸を混合したものでなければならない。</p>
成分規格	<p>過酢酸製剤</p> <p>定義 本品は、過酢酸、<u>「氷酢酸」</u>、「過酸化水素」及び「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」又はこれに「オクタン酸」を含む水溶液である。「オクタン酸」を含むことにより、過オクタン酸が生成することがある。</p>	<p>過酢酸製剤</p> <p>定義 本品は、過酢酸、<u>「酢酸」</u>、「過酸化水素」及び「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」又はこれに「オクタン酸」を含む水溶液である。「オクタン酸」を含むことにより、過オクタン酸が生成することがある。</p>